

市内図書館 7 館市民文学館で
利用者に配布します！

「図書館カレンダー」 広告募集！

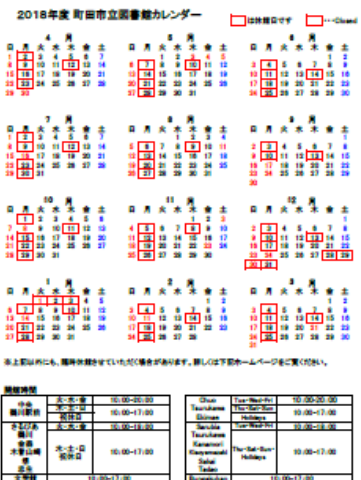
町田市立図書館では毎年、片面は図書館のカレンダー、片面は事業者様の広告を印刷した「図書館カレンダー」を作成し配布しています。図書館は子どもから大人までさまざまな方が利用しており、幅広い層に宣伝効果が期待できます！会社やお店の宣伝に是非ご活用ください。

名称	図書館カレンダー2026
内容	市立図書館では、図書館の開館情報などを記載した「図書館カレンダー」を作成して利用者の方へ配布しています。広告主様により片面に広告、片面に図書館のカレンダーを印刷して、図書館に提供していただきます。
サイズ等	A5判 フルカラー
配布方法	市内7館の図書館及び文学館にて配布します。
募集数	40,000部
配布期間	2026年3月～2027年3月（作成分の配布が終わり次第終了）
納入期限	2026年3月上旬（カレンダーの原稿は2026年1月にお渡しできる予定です）
納入方法	中央図書館へ納品。500部ごとの束にして梱包してください。

表

裏

■広告掲載イメージ



2018年度 町田市立図書館カレンダー

町田市立図書館

町田市立図書館ホームページ
<https://www.library.city.machida.tokyo.jp/>

※は大切に扱いましょう。ビニール袋に入れて傷み多けず保管してください。

広告面

応募に関する詳細は裏面をご確認ください。

広告掲載に関する条件

広告掲載に関しては以下を除く事業者を対象とします。

- 1 風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
- 2 風俗営業類似業種
- 3 消費者金融
- 4 たばこ
- 5 アルコール
- 6 ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
- 7 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- 8 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- 9 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

掲載できない広告など

- 1 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
- 2 法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- 3 他を誹謗・中傷又は排斥するもの
- 4 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- 5 社会的に不適切なもの
- 6 国内世論が大きく分かれているもの

■応募について

応募資格	上記の条件を遵守していただける事業者の方
応募方法	①町田市有料広告掲載申込書 ②町田市暴力団排除条例に基づく誓約書 ③広告原稿案 を添えて応募先までお申込ください。
応募先、問合せ先	生涯学習部図書館 中央図書館企画・地域支援係 〒194-0013 町田市原町田3-2-9 TEL042-728-8220 Fax042-729-6160 Eメール mcity6360@city.machida.tokyo.jp
募集開始	2025年7月1日(火)～

■掲載広告の決定について

広告及び事業主の審査	町田市有料広告掲載取扱要綱に従って、広告及び広告主様の審査を行い、掲載の可否を決定します。
掲載の決定	先着順により決定します。同日に受けたお申込みは同順位として取扱いし、町田市が抽選を行い決定します。 ※決定後、確認書の取り交わしを行う予定です。
結果の通知	郵送をもって、応募されたすべての方に通知します。

■広告掲載決定後の流れについて

校正	図書館分と広告主様分を合わせた原稿の校正を最低1回行います。
注意事項	決定後の「辞退」は受け付けませんのでご注意ください。 ※広告には必ず事業所名を明記してください。